

## 答 申

### 1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）の結論

丸亀市長（以下「実施機関」という。）が、平成 25 年度丸亀市地域包括支援センター運営協議会公募委員選考に係る応募者全員の作文（以下「本件対象公文書」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 異議申立ての趣旨及び異議申立てに至る経過

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った本件対象公文書の開示請求に対し、実施機関が平成 26 年 3 月 6 日付で行った本件処分中非開示部分の開示を求めるといものである。

#### (2) 異議申立てに至る経過

年 月 日	経 過
平成 25 年 12 月下旬	市ホームページ及び広報誌 1 月号で丸亀市地域包括支援センター運営協議会公募委員公募について周知
平成 26 年 1 月 24 日	募集締め切り（応募者 3 名）
平成 26 年 2 月 14 日	選考委員会実施（2 名選出）
平成 26 年 2 月 24 日	応募者のうち 1 人が公文書開示請求書提出（6 項目）
平成 26 年 3 月 6 日	公文書開示決定通知書送付
平成 26 年 4 月 9 日	異議申立書提出

### 3 異議申立ての内容

申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての内容は、次のとおりである。

非開示とした本件対象公文書の開示を求めるもの

### 4 実施機関が非開示とした理由

実施機関が、丸亀市個人情報開示決定等通知書（以下「通知書」という。）において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

条例第 7 条第 2 号及び同条第 7 号の非開示情報に該当するため

## 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関及び申立人の主張等を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

### (1) 本件の経緯等について

#### (ア) 丸亀市地域包括支援センター運営協議会の委員公募について

丸亀市地域包括支援センター運営協議会は、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う介護保険法で定められた機関である地域包括支援センターの公平性と中立性を確保し、円滑かつ適正な運営を図るための審議に関する事務を行う丸亀市附属機関設置条例（平成17年3月22日条例第19号）第1条に基づき、設置された機関である。

同協議会の委員は14名以内としており、うち2名以内を市民の意見を審議に反映させるため、公募委員として広く市民から公募することとした。

#### (イ) 本件に係る委員の公募について

平成26年3月以降の丸亀市地域包括支援センター運営協議会委員公募の案内において、応募者は「認知症高齢者が地域で暮らすために必要なこと」についての作文を提出することが求められていた。広報誌及びホームページでの同委員募集記事には、提出された作文の公開については一切触れられていない。

この公募に対し、市民3名から応募があり、選考（応募資料の審査）が行われた。なお、審査は応募資料のみで、面接等は実施されていない。

#### (ウ) 本件公開請求及び決定について

異議申立人は上記の公募、選考に対して、①公募委員選考に係る選考基準表、②条例に基づく選考委員会会議録、③選考基準表に基づく応募者全員の評価点数表、④公募委員決定に係る決裁文書、⑤応募者全員の作文（本件対象公文書）、⑥応募者への決定通知を課長名でもよいとする例規、の6件の公文書の公開請求をした。

実施機関は①、②、③を全部開示、⑤の本件対象公文書及び⑥を非開示、④を部分開示とする決定を行った。

### (2) 実施機関が非開示とした本件対象公文書の条例第7条第2号に規定する非開示情報該当性について

(ア) 条例第7条第2号には、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別するこ

とはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。以下略」との規定があり、個人を識別することができる情報を非開示情報として明確に位置づけている。

(イ) 本件対象公文書には、応募者個人の経歴や社会活動など、個人を識別できる情報が記載されているものがあり、その内容と情報開示されている丸亀市地域包括支援センター運営協議会議事録を照らし合わせれば個人が特定されてしまい、当該委員の意見や信条が公に晒され、精神的な苦痛を与えてしまうおそれがある。

また、本件対象公文書の内容は、応募者の社会的関心に基づく意見、信条、理念等を記述したものであることが容易に窺われる。そして、それらの意見等は、各人の人格、思想、社会観等と密接に結びついたものであることが明らかであるから、対社会に開示すべきか否か、また、それを社会のどの範囲に開示すべきかについては、元来各応募者が自ら決すべき利益を有していると認めるのが相当である。

さらに、本件公募の案内においては、応募者が提出した作文の公開について、一切触れられていない。そして、丸亀市における過去の同様の協議会等委員の公募の際にも、提出された作文を開示した事例はない。今回の応募者に対しても、公開することについての事前の承諾を得ていない以上、本件対象公文書が開示されることは予想し得ないことであつたと推測される。それゆえ、個人情報の一部非開示としたとしても、事前の承諾を得ないまま公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

(3) 実施機関が非開示とした本件対象公文書の条例第7条第7号に規定する非開示情報該当性について

(ア) 条例第7条第7号には、「市又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」として、アに「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と位置づけている。

(イ) 丸亀市では協議会等の委員公募には、今回のように提出された作文等のみでの審査によって選考することが通常であり、提出した作文が公開されるおそれがあることを勘案すると、応募者の減少が予想され、市民の市制への参加・参画を理念とする丸亀市自治基本条例の趣旨にも反することとなるという実施機関の懸念には一

定の理解を持つことができる。

しかしながら、実施機関の主張からは抽象的な可能性を認めることができるに過ぎず、その懸念を本決定の根拠とすることに対しては、さしたる正当性は認められない。

なお、申立人は、提出された作文が、今後の高齢者介護・福祉政策に関して意義のある提言であり、公表することで介護福祉制度の改善につながる効果があると主張するが、本件対象公文書は、あくまで審査のために提出されたものであるから、これを採用することはできない。

以上より、本件対象公文書は、条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当するため、結論のとおり判断した。

## 6 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について以下のとおり調査審議を行なった。

- ① 平成26年4月14日 諮問書の受理
- ② 平成26年5月15日 第1回審査会
- ③ 平成26年6月19日 第2回審査会（申立人から意見聴取）